

1 月定例教育委員会

参考資料

(令和8年1月23日)

承認事項

- 第 6 号 丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について
(社会教育・文化財課)・・・1 頁
- 第 7 号 丹波篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について
(社会教育・文化財課)・・・7 頁

議案

- 第 2 4 号 丹波篠山市立篠山養護学校の校名変更に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について
(教育総務課)・・・13 頁
- 第 2 5 号 丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務課)・・・32 頁
- 第 2 6 号 丹波篠山市早期発達支援室運営要綱の一部を改正する要綱の制定について
(教育総務課)・・・39 頁
- 第 2 7 号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(教育総務課)・・・41 頁
- 第 2 8 号 丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(子育て企画課)・・・54 頁
- 第 2 9 号 丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を市長に提案することについて
(子育て企画課)・・・67 頁
- 第 3 0 号 丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例を市長に提案することについて
(子育て企画課)・・・82 頁
- 第 3 1 号 丹波篠山市乳児等支援給付認定等に関する規則の制定について
(子育て企画課)・・・83 頁
- 第 3 2 号 丹波篠山市保育所条例及び丹波篠山市立認定こども園条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(子育て企画課)・・・94 頁
- 第 3 3 号 篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(子育て企画課)・・・99 頁

- 第34号 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (子育て企画課)・・・105頁
- 第35号 丹波篠山市立歴史美術館条例等の一部を改正する条例を市長に提案することについて (社会教育・文化財課)・・・108頁
- 第36号 丹波篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (中央公民館)・・・120頁

報告事項

- 5 丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校 学習者用一人一台端末購入契約について (教育研究所)・・・132頁
- 6 (仮称)城東認定こども園新築工事請負契約について (保育教育課)・・・134頁

丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画変更の概要

令和6年12月25日付け丹波篠山市教育委員会告示第15号で丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画（以下「保存計画」）を変更した後に、所有者が新たに伝統的建造物として特定を受けることに同意された建築物2件、工作物1件並びに病気枯死のため伐採した環境物件1件について、保存計画の一部（特定物件一覧及び位置図）を変更する必要が生じた。

保存計画の変更について、丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第4項の規定に基づき、令和7年12月16日開催の丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会において意見を聴いたところ承認を得たため、下記のとおり保存計画の変更を行う。

追加する伝統的建造物並びに抹消する環境物件については以下のとおり。

No.	区分	名称	保存計画番号	種別	員数	所在地	建築年代
1	追加	新家家住宅	上41-B	建築物 離れ	1	河原町53	明治後期 ～大正 昭和初期増築
2	追加	新家家住宅	上41-C	建築物 土蔵	1	河原町53	明治
3	追加	新家家住宅	上41-G	工作物 塀	1	河原町53	昭和初期
4	抹消	森本家住宅	下01-H	環境物件 樹木	1	河原町214-1	—

項目	伝統的建造物		環境物件	特定物件 総数
	建築物	工作物		
保存対策調査時の候補物件	242	72	107	421
変更前	227	65	74	366
変更に伴う増減数	2	1	△1	2
変更後	229	66	73	368
※参考(選定時件数)	(174)	(51)	(68)	(293)

追加する伝統的建造物及び抹消する環境物件の保存地区内における位置を示す図面

【保存地区全体図】



【周辺拡大図】



上41 新家家住宅



下01 森本家住宅

上河原町 新家家離れ・土蔵・土塀にかかる所見

1 所在地 丹波篠山市河原町 53

2 所見

新家住宅は河原町通り東側(上)寄り、通りの北側に位置する。敷地は南北に長く間口約 10m、奥行約 55m で、正面道路側から主屋(木造 2 階建 平成 2 年築)、離れ、土蔵、倉庫(木造平屋建 平成 2 年築)が建つ。離れの西側隣地境界に沿って土塀があり土蔵の下屋とつながる。敷地は平坦で北側は王地山の麓に通る東西の道に面している。

所有者によると新家は江戸時代小多田の庄屋で苗字帯刀を許され城へ出仕していた。土蔵には当時の袴、袴等が保存されている。明治期に今の地に移り住み米穀やプロパンガスなどを取り扱っていた。建替えられる前の主屋は移り住んだ時にはすでに建っていた。

主屋は平成 2 年に建替えられており以前の建物は現存しない。過去の記録写真によると木造 2 階建(厨子 2 階)、切妻造棧瓦葺き妻入(2 階妻面に瓦庇を設ける)で、間口 4 間程度の規模を有していた。

離れは主屋北側の中庭を挟んで建っており木造平屋建、切妻造棧瓦葺き妻入で、間口 4 間弱、奥行 4 間半の規模を有する。平面形式について、東半分は 2 室、西半分は 3 室並ぶ。座敷には東側面壁に床の間が設けられ、脇床には天袋が設けられている。また座敷北側に縁側を設けて奥の庭に面する。また 6 畳間南の縁側を介して南東に便所が設けられている。西半分は南から玄関・台所、3 畳間、4.5 畳間がある。所有者によると以前 4.5 畳間には炉が切られており茶室として使用されていた(現在は畳を新調しており炉の位置は未確認)。建物の構造や建築様式の違いから元は東半分だけの建物であったが後の時代に西半分が増築されたと推定される。

外部仕上げは、東半分の外壁は灰中塗り、西半分は漆喰塗りである。

建具は南縁側 4 枚戸と玄関引違い戸、北縁側 4 枚戸がアルミ製に取り換えられているがそれ以外は建築当初の木製建具がよく残っている。

建築年代は、固定資産課税台帳によると昭和元年とされているが東半分は材の塗装の状態から明治後期から大正の建築と思われる。西半分の増築部分は建築様式から昭和初期ごろと思われる。

土蔵は木造 2 階建、切妻造棧瓦葺き妻入、入口前は下屋庇、間口 2 間、奥行 2 間半の規模を有する。大屋根は置き屋根形式で軒裏は一部板金に覆われているが痕跡から

塗込められていた(ヌタグリ)と推定する。下屋は棧瓦葺、軒裏垂木化粧野地板現し。1階内部は一室で、2階東壁側に間口2間奥行半間の収納間仕切りがある。小屋組は長手方向に松材の棟木および母屋で支え、曲り梁は持たない。

内部仕上げは、天井は1階松板張り、2階杉板張り。内壁1・2階は杉板縦張り。床は1階栗板張り。柱は栗材と桧材が混在しておりある時期に大規模に改修された可能性がある。

外部仕上げは、南側漆喰塗り、腰なまこ壁、他三方は現状鋼板が張られているが軒裏の仕上げから灰中塗り、腰焼き杉板張りと推定される。基礎は石積み。

蔵出入口口戸は観音開きの土戸と内側に片引き板戸と格子戸がある。2階南側に鉄格子付き窓を配置し内側に片引き土戸がある。2階南側の窓上に掛け庇の受け金物があるが庇は失われている。

建築年代は、固定資産課税台帳によると昭和元年とされているが瓦の風化具合や1階床の栗板、栗の柱材などから明治期に建築されたと思われる。

土塀は木軸土壁塗り、棧瓦葺き、離れ西側隣地境界沿いに4間、高さ約2.3mの規模を有し、北端は土蔵の下屋に接続している。木部はベンガラ塗装されている。2か所鉄製のバーで離れと固定されている。

建築年代は、控え柱の痕跡がなく離れ西外壁に鉄製のバーで接続されていることから離れ西半分の増築に合わせて建てられたと推定されるので昭和初期ごろと思われる。

以上

2025年8月25日
竹中総合計画 竹中一真

下 01 森本家住宅 環境物件現状



クロマツ伐採前（東側から）



クロマツ枯死伐採後（東側から）

丹波篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画変更の概要

令和5年12月28日付け丹波篠山市教育委員会告示第16号で丹波篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画（以下「保存計画」）を変更した後に、所有者が新たに伝統的建造物として特定を受けることに同意された建造物3件について、保存計画の一部（特定物件一覧及び位置図）を変更する必要が生じた。

保存計画の変更について、丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第4項の規定に基づき、令和7年12月16日開催の丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会において意見を聴いたところ承認を得たため、下記のとおり保存計画の変更を行う。

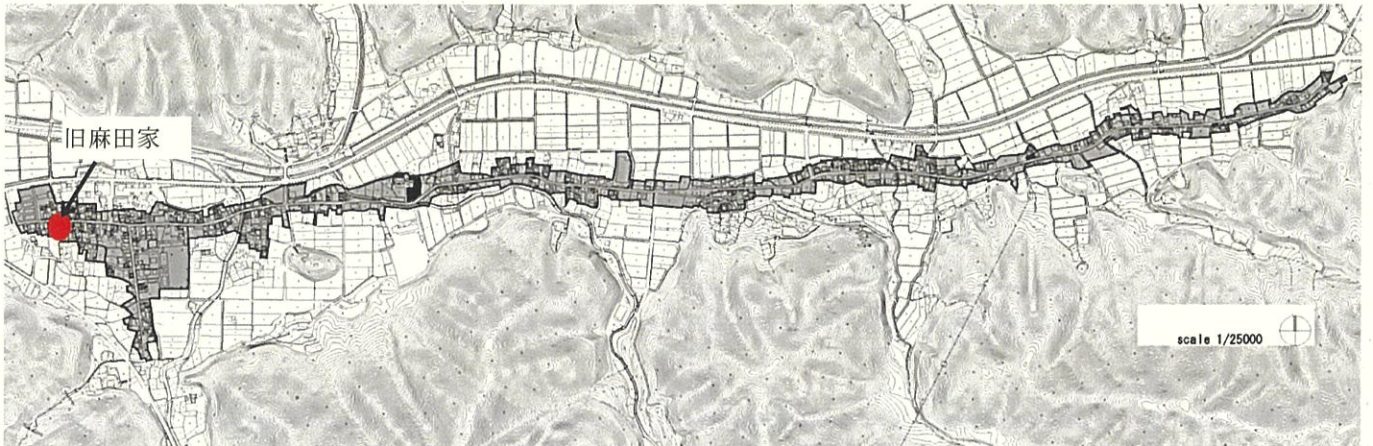
追加する伝統的建造物

No.	名称	保存計画番号	種別	員数	所在地	建築年代
1	旧麻田家住宅	下05-A	建築物 主屋	1	福住382	明治
2	旧麻田家住宅	下05-C	建築物 土蔵	1	福住382	明治
3	旧麻田家住宅	下05-D	建築物 納屋	1	福住382	明治

項目	伝統的建造物		環境物件	合計
	建築物	工作物		
保存対策調査時の候補物件	215	65	23	303
変更前	175	55	22	252
変更に伴う増減数	3	0	0	3
変更後	178	55	22	255
※参考（選定時件数）	150	52	21	223

追加する伝統的建造物の保存地区内における位置を示す図面

【保存地区全体図】



下 05 旧麻田家について

1. 地域の概要

福住は丹波篠山市の東、京都へ向かう旧西京街道沿いに位置し、江戸時代に宿場町として整備された。明治中期頃までは栄えたが、明治 32 年(1899)に京都鉄道、阪鶴鉄道の開通により翳りを見せ、戦後に自動車の普及により旅客を対象とした産業は廃れ、農村集落としての性格を強めるに至る。このようにして近代化の影響を受けず、往事の姿を留める。平成 24 年(2012)には同じく旧篠山藩領であった東の川原と旧亀岡藩領の安口、西野々を含めて国の重要伝統的建造物群保存地区に指定された。

福住下は最も名家が集中している土地であり当該敷地の小字も町並といい、当時の立ち位置が伺える。他にも国会議員を排出した土地であり、特に明治から大正期の文武問わず著名人との繋がりが史料から確認でき、丹波地域で政治的に強勢を誇った事が推測できる。同地は寛延元年(1748)から明治 14 年(1881)にかけて 4 回大火が起り、現存する建物も江戸後期以降が多い地域である。

2. 麻田家の概要

福住禅昌寺に伝わる記録(再興前)から初代は安泰(やすのり)といい、文禄 4 年(1595)に死去している。8~11 代は磯八を襲名しており、時期として江戸後期は栄達していたと考えられる。屋号については文化 2 年(1805)に稲荷社祭祀関連で発給された文書で糶屋磯八の名が確認できる。明治 14 年(1881)に 12 代が早世し、翌年 13 代として 15 歳頃に養子入した麻次郎氏に関して、「多紀郡現代人物史(大正 5 年)」よると麻田家は源氏の末裔で代々農を業とする、とある。後者については先述の通り、単なる小作農ではなく、江戸後期には商家相当になっていたと思われる。同氏は前半生を政治活動に身に置き、自らも群会議員や、村会議員を務め、選挙参謀としても活動していた。また篠山町の歩兵第 70 連隊設置に貢献し、建艦費の供出など、軍事関連にも関与している。福住銀行(後の旧福住郵便局)の常務取締役を務めた。後半生は政界から距離を取り発酵調味料製造(醤油、味噌、味噌加工品)に注力した。同氏は昭和 20 年(1945)に死去した。続く 14 代もその 3 日前に亡くなっており、15 代になる敬一氏は既に大阪で薬局を開業していた為、昭和 38 年(1963)敬一氏の母の死去に伴って空き家となった。建物は敬一氏に子がいなかった為、平成 4 年(1992)甥の義之氏に相続され、令和 6 年(2024)に福住在住の安達氏に売却し現在に至る。

3. 建設年代・改修年代等

主屋、附属屋、土蔵、納屋(醤油醸造所)があり、主に明治期に建てられたと伝わっているが、痕跡からそれぞれ建築時期が異なっており、転用材も用いられている為、その前後関係の特定は難しい。航空写真から昭和 61 年(1986)まで附属屋南に建物が確認でき、平成 3 年(1991)には姿を消している。桁行が 5 間程度と確認できる事から、2 以上からなる建物であった可能性がある。

現代改修についてはほぼ全ての瓦が釉薬引掛棧瓦に改変されている。また、昭和 61 年時点では附属屋に越し屋根が見受けられ、その直下がくどの為、煙出しで間違いないと思われるが、現存しておらず、同タイミングで消失したと考えられる。くどの面する外壁はアルミサッシに改変されており、柱も合わせて切除され、一部コンクリートブロック基礎に置き換わっている。納屋南側も下屋が掛かっていたと見受けられるが現存せず、足元がコンクリートブロック基礎になり、便所が増築されている。主屋を除き外壁には鉄板張りに改変されている。軒裏は引掛棧瓦に葺き替えの際に塗籠が落ちており、主屋に一部、附属屋や納屋には比較的残っている。主屋正面は葺き替えの際に塗り直したとみられる。附属屋内に洗

面と浴室が設けられ、便所を含めこれら水周りやアルミサッシは離れと仕様が同じな為、同じタイミングでの改修と考えられる。

その他戦前と思しき改修について述べる。主屋は玄関戸が大戸(すりあげ式→片引式)から引違格子戸に変わった見られる。また柱や差鴨居には建具に合わせて欠き込みがある事から、引違戸は転用である可能性がある。旧濡れ縁は現在アウトセットでガラス戸が設けられ屋内化しているが、オクミセ側の開き戸に網戸があり、名残りを見せる。またオクミセの押入南側には開き戸の痕跡がある。東側外壁は焼杉板張となっているが、その下地は帯と同様のねずみ漆喰塗あるいは灰中塗で仕上げられており、改修の可能性はあるが、焼杉板自体も相当年数が経っており特定には至っていない。便所は主屋の壁とは通りがずれている事から、増築したとみられる。

附属屋の南側は現在下屋となっているが、東側に大屋根が一部残っており、床板が続いている他、妻壁が後付けで痕跡がない為、大屋根はもう少し長かったと推測される。東側妻壁には納屋の胴差を受ける束を後から入れたとみうけられる痕跡があるが、隠れている納屋2階の裏塗されていない壁が煤けており、現しになっていた事を意味する。母屋に継手があっても桁になかったり、差鴨居や床梁の痕跡があっても対面にはその痕跡がなかったりと痕跡を否定する箇所も多い為、他の棟との整合性、転用材の可能性と合わせて履歴の追跡が困難な建物である。

納屋は旧便所の妻壁が撤去された痕跡がある事から北側は増築若しくは後から建てられたとみられる。

4. 建造物の特徴

福住 382 番地の旧麻田家の敷地は、東西約 12 間半、南北約 25 間で、北側が旧西京街道に面しており、東側は里道と水路に面している。南側と西側は隣地建物が建っている。また西側の南 1/3 は田畑である。

旧西京街道に面して主屋が配され南に附属屋が続く、その東側に納屋、南側に土蔵となっている。土蔵の南には昭和 50 年(1975)から昭和 61 年の間に建てられた離れがあり、敷地南側一帯は隣地境界にコンクリートブロック塀を設けている。

主屋の規模は間口 5 間半、奥行 7 間、厨子 2 階で、平面形式は 2 列 6 間取である。引掛棧瓦葺、入母屋造(南:切妻造)。正面は東から荒格子 3/4 間、玄関格子戸 1 間、細格子(2 連) 3 間、土壁 1 間(収納)といった構成になっている。地域では上手側に 1 間から 2 間程度の収納を配する構成が主に明治前期頃の大規模な町屋で見られる為、明治前期頃の建築と推定できる。また細格子は下手上手でデザインが異なり、下手が 6 分の縦棧を配するのに対し、上手は縦残が 8 分 2 本と 1 寸 6 分 1 本の繰返しで、下手に対して力強くリズムカルなデザインとなっている。下屋根より上の壁は漆喰塗、下は中塗となっており、側面は灰中塗である。漆喰塗については軒裏、破風が綺麗に残っている事から瓦葺き替えの際に塗り直したと見られ、当初からであったか定かではない。虫籠窓は一つだけであるが、一般に最大でも格子は 5 本であるところ 7 本あり、同じく 7 本あるのは地域でも福住上の遠山本家だけである。長い軒を支える出桁造りも比較的華奢な材を用いている。軒裏には塗籠がなされ、正面から半間程度は角垂木、それ以南はぬたぐりとなっている。東側の高窓には太さ 3 分程度の縦鉄格子が用いられていた。1 尺の大黒柱と 8 寸程度の小黒柱が 2 本有り、いずれも檜材である。それぞれを繋ぐ梁は太さ 1 尺 7 寸程度の松材で、最大 2 間半の長さがある。福住では最大規模である。また奥の間の床・床脇も合わせて 2 間半あり、これも最大規模である。玄関土間を広く取る為に表のみ居室の通りをずらしているが、福住においてほとんど採用されておらず珍しい造りとなっている。間取り、架構には大きな変化は見られず、良好である。

附属屋の規模は間口2間程度から2間半程度、奥行は4間程度から5間、2階建てである。引掛棧瓦葺、切妻造。主屋南の2階建て部分と、その東、平屋部分からなるL字型の建物である。棟の位置をやや西にずらして設け、斜め梁を用いるなど2階を広く使えるようにする為の工夫が凝らされている。南から1間半の位置には長さ2間半程度差鴨居がある。柱幅より幅が広く、北側にはらみだしており、その部分に一筋の溝が設けてある。平屋部分の南側通りの桁はやや低い位置で架けられている為、垂木が架かっていない。床梁の長さは間口分あり、比較的長スパンである。主屋南部分は窓に主屋と同じように鉄棒格子が入っており、2階や南から1間半までの範囲には用いられていない。また南端部分には胴差下に土蔵のような大壁漆喰塗と引分の土戸を設けている。設備には煉瓦を用いたくどと、モルタル製の流しがある。外壁について主屋と連続する2階部分東側は灰中塗となっており、西側は中塗、その他は鋼板、漆喰塗となっている。軒裏も主屋と連続する部分はぬたぐりとなっており、西側は野地現し、平屋部分は塗籠されており、垂木に合わせた形状はなく平坦な形となっている。旧便所はいぶし瓦が残っており、柱は2寸5分程度である。窓は下地窓となっている。

納屋の規模は間口3間半、奥行は6間、2階建てである。引掛棧瓦葺、切妻造。西から間口1間半は通路で小屋梁は通路と納屋それぞれ渡るように架けられており、こちらも附属屋と同様に斜め梁を用いている。基礎はその他の建物が延べ石敷を基本としているに対し、土蔵のように石積が用いられている。建物中央を通る柱には5寸以上の材が用いられている。窓は下地窓、土戸となっており、南側はアルミサッシとなっている。土蔵際の軒先の納まりは樋を桁で受け、軒の出は桁までという納まりである。丸太をくり抜いた木製の樋から樹脂製に変わっている。軒裏に関しては附属屋と同じ平坦な形状である。

土蔵は引掛棧瓦葺、切妻造、2階建て。間口は2間、奥行は2間半と標準的な大きさである。庇は現在板金で葺かれているが、細材の持ち送りで保持されている為、重量のかかる瓦であった可能性は考えにくい。観音開きと片引きの土戸の2重構造になっており、観音開きの土戸には黒漆喰で仕上げられた木瓜形の縁取りがある。

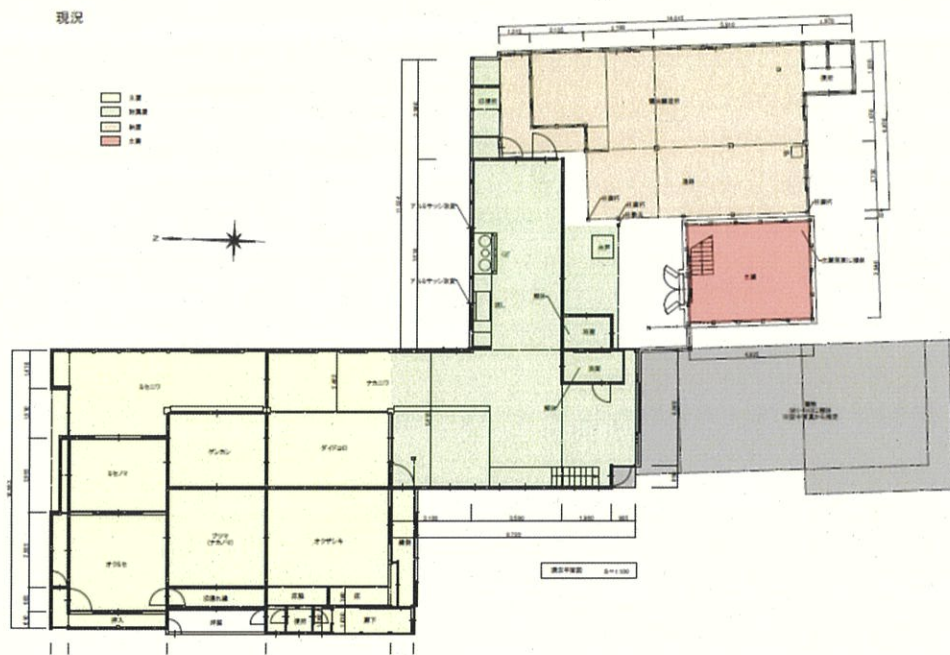
5. 評価

戦後から現在に至るまで第三者に渡ることなく空き家であった為、建て替えや増改築から免れた。加えて屋根の改修を一度行った事が現存に資した。それぞれの事柄が並び起こる事は稀有であり、これほどの町屋が付属棟含めて残っている事は地域にとっても僥倖だったと言える。それ故に1棟失なわれているのが惜まれる。しかし取り合い部分を中心に構造を損ねる雨漏が発生しており、早急の修理が望まれる。

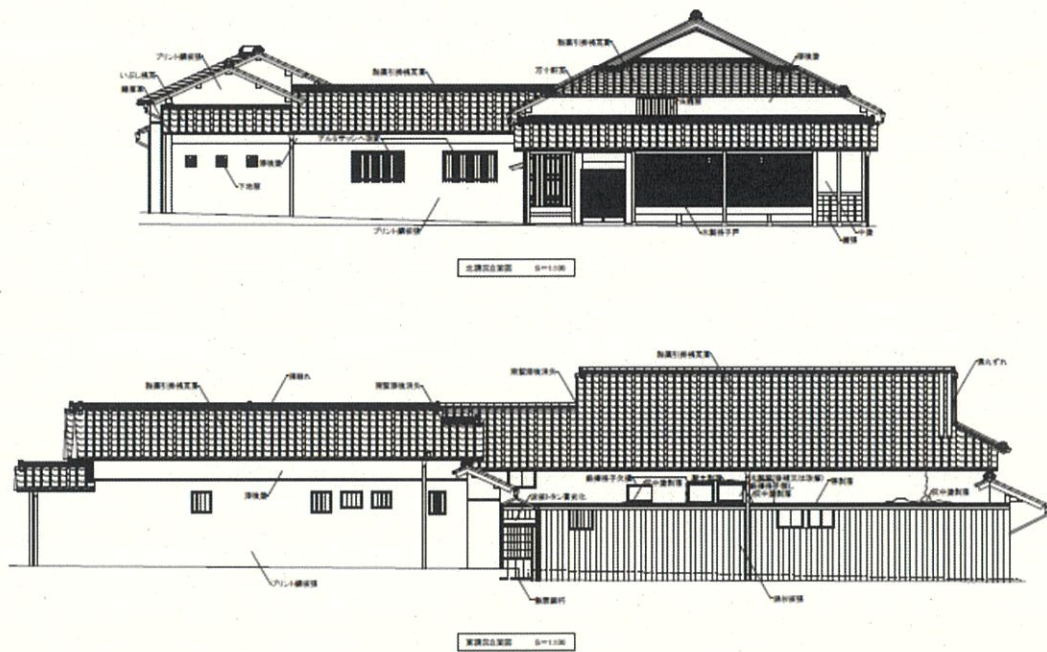
意匠は全体を通して質実な印象であり、相応しい造形である。麻田家の財力と手掛けた大工の腕を静かに、確かに伝える物となっている。

丹波地域における模範的な町屋建築の一つであり造形的・文化的な価値を有する建物。

所見記入者：有限会社 才本建築事務所 才本 謙二



旧麻田家住宅 平面図



旧麻田家住宅 立面

議案第24号～第26号説明資料

丹波篠山市立篠山養護学校の校名変更に伴う関係例規の整理について

1 改正の趣旨

丹波篠山市立篠山養護学校の校名変更に係る議案が第126回丹波篠山市議会12月19日会議において議決されましたので、関係する例規の整理を行うものです。

2 改正の概要

規定中「篠山養護学校」を「ささやま支援学校」に改めます。

例規の名称	議案番号
丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則	議案第24号第1条関係
丹波篠山市立特別支援学校規則	議案第24号第2条関係
丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則	議案第24号第3条関係
丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則（市規則）	議案第25号
丹波篠山市早期発達支援室運営要綱	議案第26号

3 施行期日

令和8年4月1日

○丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則

平成11年4月1日
教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校（以下「学校」という。）の通学区域に関して必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 通学区域は、別表第1のとおりとする。

(学校の指定)

第3条 丹波篠山市教育委員会（以下「委員会」という。）は、前条の規定に基づき就学予定者の保護者（子供に対し親権を行うもの、親権を行うものがないときは後見人。以下同じ。）に対して当該就学予定者の就学すべき学校を指定しなければならない。

(選択通学区域)

第4条 委員会が指定する通学区域に関して弾力的な取扱いをすることができる区域（以下「選択通学区域」という。）に住所を有する就学予定者の保護者は、指定する2つの中学校から就学させる中学校を選択できるものとする。（以下「選択校」という。）

(選択校の申請)

第5条 選択通学区域に住所を有する就学予定者の保護者は、委員会が指定する日までに入学希望中学校申込書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

(選択校の変更)

第6条 前条の規定に基づき入学希望中学校の申し込みをした保護者のうち選択校の変更を希望する者は、委員会が指定する日までに入学希望中学校変更申込書（様式第2号）を委員会に提出しなければならない。

(就学校変更願)

第7条 保護者は、就学校変更を希望する場合は、就学校変更願（様式第3号）に理由を明記のうえ委員会に申し立てることができる。

(就学校変更許可)

第8条 委員会は、保護者より前条の申立てを受けたときは、別表第2の取扱い基準により、相当理由があると認めるときは就学校変更を許可することができる。この場合委員会は、就学校変更許可書（様式第4号）を保護者に交付しなければならない。

(就学校変更許可の取消し)

第9条 委員会は、就学校変更を許可した後において保護者の申立理由に虚偽が認められた場合は、許可を取り消すことができる。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月10日教委規則第11号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月9日教委規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の篠山市立小学校、中学校及び養護学校の通学区域に関する規則の規定は、平成16年4月1日以後新たに学校の第1学年に就学予定の者から適用し、同日前の就学すべき学校の指定については、なお従前の例による。

附 則（平成17年1月12日教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の篠山市立小学校、中学校及び養護学校の通学区域に関する規則の規定は、平成17年4月1日以後新たに学校の第1学年に就学予定の者から適用し、同日前の就学すべき学校の指定については、なお従前の例による。

附 則（平成17年11月16日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月14日教委規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月13日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月8日教委規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月14日教委規則第6号）

この規則は、平成23年7月14日から施行する。

附 則（平成24年12月10日教委規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月13日教委規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日教委規則第7号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年11月18日教委規則第25号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月19日教委規則第2号）
（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年4月1日教委規則第5号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

学校	指定通学区域	選択通学区域
篠山小学校	東新町、西新町、南新町、北新町、乾新町（ただし、猿目221番1及び三ノ坪220番6から220番9を除く。）、山内町、河原町、小川町、立町、呉服町、二階町、魚屋町、西町、黒岡（鳥居下ノ坪75番1及び75番2）、東岡屋（石山口ノ坪711番、岩ヶ坪717番2、717番3、718番2及び718番3）	
八上小学校	池上、糯ヶ坪、京町、渋谷、小多田、殿町、西八上、八上下、八上内	
城北畑小学校	般若寺、和田、大淵、大上、畑宮、菅、瀬利、今谷、奥畑、火打岩、野間、東沢田、新荘、大熊、北沢田、前沢田、黒岡（ただし、鳥居下ノ坪75番1及び75番2を除く。）、寺内、佐倉、大谷、鷺尾、知足、丸山、藤岡奥、藤岡口、熊谷、郡家（ただし、兵舎ノ坪403番4、宮ノ下、柴崎、鋤ノ先、口ノ長、清常及び四十石ノ坪を除く。）、筋山、乾新町	

	(猿目221番1及び三ノ坪220番6から220番9)	
岡野小学校	東浜谷、西浜谷、今福、矢代、大野、野尻、有居、西岡屋、東岡屋（ただし、石山口ノ坪711番、岩ヶ坪717番2、717番3、718番2及び718番3を除く。）、風深、吹上、郡家（兵舎ノ坪403番4、宮ノ下、柴崎、鋤ノ先、口ノ長、清常及び四十石ノ坪）	
城東小学校	日置、上宿、井ノ上、北嶋、畑井、宮ノ前、畑市、小中、辻、曾地口、曾地中、曾地奥、野々垣、西荘、八上上、波々伯部、後川新田、後川上、後川中、後川下、後川奥、奥県守、県守、東本荘、西本荘、佐貫谷、春日江、泉、倉谷	
多紀小学校	福住、川原、本明谷、安口、西野々、下原山、中原山、奥原山、安田、藤之木、幡路、二之坪、箱谷、小野新、小野奥谷、向井、朽梨、貝田、井串、細工所、塩岡、草ノ上、垂水、小立、山田、小田中、下笹見、上笹見、福井、中、三熊、小原、藤坂、小倉、宮代、市野々、立金、大藤、奥山	
西紀南小学校	黒田、川北新田、川北、口阪本、西阪本、西谷、河内台、東木之部、西木之部、川西、高屋	
西紀小学校	宮田、下板井、上板井、小坂、市山、乗竹、打坂、垣屋、高坂、倉本、坂本、栗柄	
西紀北小学校	川阪、本郷、遠方、桑原	
大山小学校	追入、大山宮、園田分、大山上、荒子新田、石住、高倉、一印谷、大山新、徳永、町ノ田、長安寺、北野新田、北野、大山下、東河地、明野	
味間小学校	東吹、吹新、網掛、東古佐、西吹、西古佐、味間北、味間奥、味間南、味間新、中野、大沢、大沢一丁目、大沢二丁目、大沢新、杉、住吉台	

城南小学校	北、野中、谷山、岩崎、宇土、小枕、真南条上、真南条中、真南条下	
古市小学校	草野、古森、油井、不来坂、住山、古市、波賀野新田、見内、波賀野、当野、矢代新、南矢代、犬飼、初田、牛ヶ瀬、栗栖野	
今田小学校	今田町黒石、今田町本荘、今田町今田、今田町荻野分、今田町佐曾良新田、今田町今田新田、今田町市原、今田町芦原新田、今田町木津、今田町間新田、今田町四斗谷、今田町辰巳、今田町上小野原、今田町下小野原、今田町休場、今田町上立杭、今田町下立杭、今田町東庄、今田町釜屋、	
篠山中学校	篠山小学校、八上小学校、城北畑小学校の各通学区域	岡野小学校、城南小学校の通学区域
篠山東中学校	城東小学校、多紀小学校の各通学区域	
西紀中学校	西紀南小学校、西紀小学校、西紀北小学校の各通学区域	岡野小学校、大山小学校の通学区域
丹南中学校	味間小学校の通学区域	大山小学校、城南小学校、古市小学校の通学区域
今田中学校	今田小学校の通学区域	古市小学校の通学区域
篠山養護学校	市内全域	

別表第2（第8条関係）

理由	判断基準	学年	許可期間	添付書類	備考
住居に関する理由	転居予定のため、予め転居予定校区の学校に通学させたい	全学年	引越しの日まで	売買契約書の写し・建築確認申請書の写し等転居日の分かる書類	保護者が通学途中において責任を持つことが前提
	校区外へ引っ越しをしたが、そのまま現	小学1～4年	当該学年末まで	住民票及び就学通知書	保護者が通学途中にお

	在の小中学校での就学を希望する場合	校 5～6年 中学校 3年	で 卒業まで 当該学年末まで 卒業まで		いて責任を持つことが前提
	入居住宅の増改築工事等により一時的に校区外へ引っ越しし、年度内にその校区内へ戻ることが確定的な場合で、そのまま就学したい場合	全学年	引越しの日まで	売買契約書の写し・建築確認申請書の写し等転居日の分かる書類	保護者が通学途中において責任を持つことが前提
家庭に関する理由	保護者の就労状況又は病気療養等により、下校後の当該児童生徒の保護に欠ける状態にあり、希望校の近くに保護先が確保されている場合	全学年	その理由が解消されるまでの期間	保護者の在職証明又は診断書及び保護先の承諾書	保護者が通学途中において責任を持つことが前提
	やむを得ない理由（サラ金からの逃避・DV）により、住民票と実際の住所が異なり、現住所地での就学を希望する場合	全学年	その理由が解消されるまでの期間	現住所を証明できる書類。	
教育的配慮に関する理由	いじめや不登校等の問題で、指定校への就学が困難な場合又は病気や身体的理由により指定校への就学が困難な場合	全学年	その理由が解消されるまでの期間	転校前の在籍小学校長の副申書、新中学1年生の場合は在籍小学校長の副申書、住民票	保護者が通学途中において責任を持つことが前提

				又は就学通知	
部活動に関する理由	転居により指定された中学校に従前の学校で取り組んでいた部活動がなく、継続して取り組みたい場合	中学校	卒業まで	転居前の中学校長の部活動在籍証明書(任意)	保護者が通学途中において責任を持つことが前提
その他	児童生徒の具体的な事情に即して適当と認められる場合	全学年		必要となる書類・申立書・学校長の副申書	保護者が通学途中において責任を持つことが前提

○丹波篠山市立特別支援学校規則

平成11年4月1日
教委規則第12号

第1章 総則

(目的)

第1条 丹波篠山市立篠山養護学校（以下「学校」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条の規定に基づき、特別の事情がある場合を除くほか、市内に居住する知的障害者及び肢体不自由者に対して、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を施し、あわせて、必要な知識技能を授けることを目的とする。

第2章 部の組織、定員及び職員組織

(部の組織)

第2条 学校には、幼稚部、小学部、中学部及び高等部を置く。

2 各部の修業年限は、丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則（平成11年篠山市教育委員会規則第8号。以下「管理運営規則」という。）による。

(幼稚部及び高等部の定員)

第3条 幼稚部及び高等部の定員は、いずれも27人とし、高等部にあつては、各学年における人員が9人を超えないものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(職員組織)

第4条 学校の職員組織は、別に定める。

第3章 学年学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、管理運営規則による。

第4章 教育課程及び授業時数その他

(教育課程)

第8条 校長は、管理運営規則により教育委員会に届け出る。

(授業終始の時刻)

第9条 授業終始の時刻は、校長が定める。

第5章 入学、退学、転学、休学その他

(入学の許可)

第10条 各部への入学の許可については、次のとおりとする。

- (1) 幼稚部への入学は、校長が保護者に対し入学承諾書(様式第1号)を交付することにより許可する。
- (2) 小学部及び中学部への入学は、教育委員会が交付する就学通知書によるものとする。
- (3) 高等部への入学は、第3条の規定に基づく定員の範囲内で選考の上、校長が許可する。

(高等部入学の手続)

第11条 高等部に入学しようとする者は、保護者と連署した入学願書(様式第2号)に必要な書類を添えて、提出しなければならない。

(誓約書)

第12条 高等部に入学を許可された者の保護者は、入学許可の日から10日以内に誓約書(様式第3号)を校長に提出しなければならない。

(転入学、編入学)

第13条 転入学及び編入学は、入学に準じて取り扱うものとする。

(転学)

第14条 保護者は、学校の児童又は生徒を他の学校に転学させようとするときは、転学願(様式第4号)を校長に提出しなければならない。

(休学)

第15条 病気その他やむを得ない理由により、休学をしようとする高等部生徒は、保護者と連署した休学願(様式第5号)に医師の診断書等これを証す書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 休学が認められる期間は、特別の事情がある場合を除くほか、3月以上1年以内とする。

3 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願(様式第6号)を校長に提出しなければならない。

(退学)

第16条 病気その他やむを得ない理由により、退学をしようとする高等部生徒は、保護者と連署した退学願(様式第7号)を校長に提出しなければならない。

(退学等の許可)

第17条 校長は、前3条に規定する願出に基づき、転学、休学、復学又は退

学させるものとする。ただし、高等部生徒が在学する理由を欠くに至ったときは、願出に基づかず、休学又は退学させることができる。

(欠席の届出)

第18条 児童又は生徒が、疾病その他の理由により欠席するときは、保護者から校長に届け出なければならない。

2 疾病による欠席が引き続き7日以上に及ぶときは、医師の診断書を校長に提出するものとする。

(身上異動)

第19条 児童、生徒又は保護者に転居その他身上異動が生じたときは、直ちに校長に届け出なければならない。

第6章 課程の修了及び卒業の認定日

(修了及び卒業)

第20条 各学年の課程の修了及び卒業の認定は、学業の成績を評価して校長が行う。

2 校長は、幼稚部を修了したと認めた者には修了証書(様式第8号)を、小学部、中学部又は高等部の全課程を修了したと認めた者には卒業証書(様式第9号)を授与する。

第7章 賞罰

(表彰)

第21条 校長は、必要と認めた児童又は生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第22条 校長及び教頭は、教育上必要と認めるときは児童又は生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えてはならない。

第8章 補則

(その他)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月8日教委規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりしたものとみなす。

附 則(平成17年8月10日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月13日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月8日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月8日教委規則第22号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月20日教委規則第8号）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和5年1月19日教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則

平成16年3月25日
教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定した丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）への通学方法を定めることにより、通学途上における児童生徒の登下校時の安全を確保し、義務教育の円滑な運営を図ることを目的とする。

(通学方法)

第2条 学校への通学方法は次の各号を原則とする。ただし、各号以外の通学方法による対象地域は、別表を基本とする。

- (1) 小学校の場合は、徒歩通学とする。
- (2) 中学校の場合は、徒歩通学又は自転車通学とする。
- (3) 特別支援学校の場合は、徒歩通学又はスクールバス通学とする。

(通学方法の変更)

第3条 委員会が就学校変更許可を行った場合又は丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校の学校長（以下「学校長」という。）が必要と認めた場合は、前条にかかわらず通学方法の変更を認めるものとする。

(通学路報告書)

第4条 学校長は、第2条、第3条の規定に基づき、次の各号の定めにより、毎年度すみやかに在学する児童生徒の通学方法について掌握し、通学路報告書（様式第1号）にて委員会に届け出るものとする。

- (1) 小学校の場合は、居住地を起点として通学集合場所（公共施設等）を経由した集団登校による通学方法とする。
- (2) 中学校、特別支援学校の場合は、居住地を起点とした通学方法とする。

(通学路変更届)

第5条 学校長が、前条の通学路報告書提出後、特に必要と認める場合は、通学路変更届（様式第2号）を委員会に届け出るものとする。

(遠距離児童、生徒通学費)

第6条 委員会が必要と認めた場合は、該当児童、生徒の保護者に対して通学に必要な経費を補助することができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則（平成19年3月14日教委規則第3号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月13日教委規則第7号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月13日教委規則第3号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日教委規則第8号）
この規則は、公布の日から施行し、平成21年5月1日より適用する。

附 則（平成22年3月8日教委規則第4号）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月9日教委規則第2号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月8日教委規則第9号）
この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日教委規則第4号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月10日教委規則第11号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月18日教委規則第26号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月19日教委規則第2号）
（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条関係）（通学指定一覧表）

区分	地区名	学校名	対象地域	指定交通手段				
				電車	路線バス通学	市営バス通学	徒歩通学	自転車通学
小学	篠山	城北畑小学校	般若寺			○		
			和田			○		

校		大湊			○			
		大上			○			
		畑宮			○			
		菅			○1、 2年生	○3年 生以上		
		瀬利			○			
		今谷			○			
		奥畑			○			
		火打岩			○			
		藤岡奥			○			
	城東小学校	曾地奥			○			
		後川新田		○	○			
		後川上		○	○			
		後川中			○			
		後川下			○			
		後川奥			○			
		奥県守			○			
		県守			○			
		東本荘			○			
		西本荘			○			
		佐貫谷			○			
		春日江			○			
		泉			○			
		倉谷			○			
	多紀小学校	福住			○			
		川原			○			
		本明谷			○			
		安口			○			
		西野々			○			
		下原山			○			
		中原山			○			
		奥原山			○			
		安田			○			
		藤之木			○			
	幡路			○				

		二之坪			○		
		箱谷			○		
		小野新			○		
		小野奥谷			○		
		福井			○		
		中			○		
		三熊			○		
		小原			○		
		藤坂			○		
		小倉			○		
		宮代			○		
		市野々			○		
		立金			○		
		大藤			○		
		奥山			○		
西紀	西紀小学校	坂本		○			
		栗柄		○			
丹南	大山小学校	東河地		○			
		明野		○			
	城南小学校	真南条上		○			
		真南条中		○			
		真南条下		○			
	古市小学校	草野		○			
		古森		○			
		南矢代	○3年生以上		○1、2年生		
		犬飼		○3年生以上	○1、2年生		
		初田		○3年生以上	○1、2年生		
		牛ヶ瀬		○3年生以上	○1、2年生		
		栗栖野	○3年生以上		○1、2年生		
今田	今田小学校	今田町黒			○		

		石（黒石 奥・岩角）			
		今田町本 荘（青葉 台）		○	
		今田町芦 原新田		○	
		今田町木 津		○	
		今田町間 新田		○	
		今田町四 斗谷		○	
		今田町上 立杭		○	
		今田町上 立杭（美 山台）		○1、 2年生	○3年 生以上
		今田町下 立杭		○	
		今田町下 立杭（花 みずき 台）		○	
		今田町下 立杭（み そら台）		○	
		今田町東 庄		○	
		今田町東 庄（花み ずき台）		○	
		今田町釜 屋		○	
		今田町釜		○	

			屋 (みそ ら台)				
中 学 校	篠山	篠山東中学 校	後川新田		○	○	
			後川上		○	○	
			後川中			○	
			後川下			○	
			後川奥			○	
			福住			○	
			川原			○	
			本明谷			○	
			安口			○	
			西野々			○	
			下原山			○	
			中原山			○	
			奥原山			○	
			山田			○	
			上篠見			○	
			下篠見			○	
			福井			○	
			中			○	
			三熊			○	
			小原			○	
			藤坂			○	
			小倉			○	
			宮代			○	
			市野々			○	
			立金			○	
			大藤			○	
	奥山			○			
	西紀	西紀中学校	栗柄		○		
			川阪		○		
			本郷		○		
			遠方		○		
			桑原		○		
	篠山養護学校		全ての校			○	○

	区					
上記以外の地域		徒歩通学又は自転車通学とする。				

○丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則

平成14年7月3日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市公の施設使用料条例（平成14年篠山市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条による別表2 体育厚生施設の項及び同表5 学校関係施設の項に掲げる本市に主たる活動拠点を有する団体とは、団体の構成員のうち、市内に居住する者、通学する者又は通勤する者の総数が2分の1以上ある団体若しくは本市の体育協会に所属する団体をいう。

(付属設備の使用料の額)

第3条 付属設備使用料の額（消費税相当額を含む。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第3条に規定する特別の理由があると認めるときとは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 市が主催する事業として施設を利用するとき。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急措置として使用するとき。
- (3) 公用に供し、又は公益のために使用するとき。
- (4) 学校教育の場として、学校が社会教育施設を利用するとき。
- (5) 市内の青少年の体育、文化活動等青少年健全育成に対して、積極的な取組を市として支援する場合であって、教育委員会が認めた団体（以下「登録団体」という。）が行う事業として施設を使用するとき。
- (6) 市内在住の心身障害者及びその家族等で組織する団体が、心身障害者の福祉の増進を目的として施設を利用するとき。
- (7) 次に掲げる団体が、所属する地域の学校関係施設のうち運動場を使用するとき。
 - ア スポーツクラブ21
 - イ まちづくり協議会
 - ウ 地区自治会長会
- (8) 丹波篠山市立篠山養護学校が、丹波篠山市立西紀運動公園を利用するとき。
- (9) 史跡篠山城跡及び大書院に関する文化・伝統行事に使用する場合で、特

に市長が必要と認めるとき。

(10) 次に該当する場合において、丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンターを使用するとき。ただし、イに該当する場合にあっては、市長が特に必要があると認めるときに限る。

ア 次に掲げる大会等で、施設を使用する場合

(ア) 丹波篠山市小・特別支援学校陸上記録会

(イ) 丹波篠山市中学校体育連盟が主催する大会

(ウ) 丹有地区中学校体育連盟が主催する大会

イ 青少年の育成を目的とする団体が、その活動のために施設を使用する場合

2 前項第2号、第6号、第8号及び第10号に規定する場合を除き、別表第2に掲げる施設を使用する場合は、同項の規定は、適用しないものとする。

3 第1項第5号の規定は、別表第3に掲げる施設を使用する場合は、適用しないものとする。

4 第1項各号(第6号を除く。)に規定する場合の使用料は、全額免除とし、同項第6号に規定する場合の使用料は、当該使用料の2分の1に相当する額を減額する。

5 前項の規定は、公の施設を定例的に使用し公益に資する活動を行うものについて適用する。

6 条例別表に規定する個人使用料の障害者による減免を受けようとする者は、施設を管理する者の求めに応じ、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳若しくは療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第4条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責めによらない理由により施設が利用できないとき 使用料の全額

(2) 利用日の8日前までに使用の変更又は取消しを申し出て許可を受けたとき 使用料の全額

(3) 利用日の4日前までに使用の変更又は取消しを申し出て許可を受けたとき 使用料の5割

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、公の施設使用料還付申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に徴収すべき理由の生じた使用料については、なお従前の例による。

(篠山市立西紀中学校グラウンド照明施設条例施行規則の一部改正)

- 3 篠山市立西紀中学校グラウンド照明施設条例施行規則(平成11年篠山市規則第55号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(篠山市デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

- 4 篠山市デイサービスセンター条例施行規則(平成11年4月1日規則第77号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(篠山市立丹南健康福祉センター条例施行規則の一部改正)

- 5 篠山市立丹南健康福祉センター条例施行規則(平成11年篠山市規則第100号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成15年12月24日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月4日規則第5号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際篠山市立篠山総合スポーツセンター人工芝グラウンドを、市内在住、在勤及び在学の者で組織するホッケー団体及び第61回国民体育大会のじぎく兵庫国体関係団体が、ホッケー競技を目的で使用する場合は、全額免除とする。ただし、免除対象の期間は、施行の日から平成18年のじぎく兵庫国体ホッケー競技終了時までとし、スポーツクラブ21の公の施設を使用する場合は、国体終了年度まで全額免除とする。

附 則(平成17年8月22日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月21日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市公の施設使用料条例施行規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年10月17日教委規則第8号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月5日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月5日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月30日規則第23号）

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年2月28日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年8月31日規則第33号）

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月15日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。

（調整規定）

2 各条に規定する規則の規定は、この規則によってまず改正され、次いで市の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則（平成30年篠山市規則第34号）によって改正されるものとする。

附 則（平成31年3月29日規則第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月15日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年5月11日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。
(丹波篠山市西紀老人福祉センター・デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)
- 2 丹波篠山市西紀老人福祉センター・デイサービスセンター条例施行規則(平成11年篠山市規則第78号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(丹波篠山市立丹南健康福祉センター条例施行規則の一部改正)
- 3 丹波篠山市立丹南健康福祉センター条例施行規則(平成11年篠山市規則第100号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(ハートピアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 4 ハートピアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年篠山市規則第109号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 5 丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年篠山市規則第112号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(丹波篠山市農家高齢者創作館条例施行規則の一部改正)
- 6 丹波篠山市農家高齢者創作館条例施行規則(平成11年篠山市規則第115号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(丹波篠山市地域活性化センター黒豆の館条例施行規則の一部改正)
- 7 丹波篠山市地域活性化センター黒豆の館条例施行規則(平成12年篠山市規則第8号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(丹波篠山市滞在型市民農園ハートピア農園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 8 丹波篠山市滞在型市民農園ハートピア農園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年篠山市規則第5号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(丹波篠山市障害者総合支援センタースマイルささやまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 9 丹波篠山市障害者総合支援センタースマイルささやまの設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年篠山市規則第21号)の一部を次のように改

正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 0 丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年篠山市規則第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市立丹波篠山市民センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 1 丹波篠山市立丹波篠山市民センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成15年篠山市規則第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市基幹集落センターしゃくなげ会館条例施行規則の一部改正)

- 1 2 丹波篠山市基幹集落センターしゃくなげ会館条例施行規則(平成18年篠山市規則第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 3 丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年篠山市規則第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市王地山陶器所華工房条例施行規則の一部改正)

- 1 4 丹波篠山市王地山陶器所華工房条例施行規則(平成18年篠山市規則第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市立今田まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 5 丹波篠山市立今田まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成21年篠山市規則第14号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第1 (第3条関係)

附属設備使用料

- 1 丹南健康福祉センター

(単位：円)

設備品目	単位	使用料	備考
オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,000	

調理台	1台	1,000	
ビデオ機器	一式	1,000	ビデオプロジェクターを含む。

2 B&G海洋センター

(単位：円)

施設の名称等	使用料
更衣ロッカー (コインロッカー)	1回につき10円

別表第2 (第4条関係)

減免を適用しない施設等

施設名	施設の名称等
丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター	体育館 武道場 トレーニング室 グラウンド 人工芝グラウンド テニスコート テニスコート照明設備
丹波篠山市立西紀運動公園	温水プール 芝グラウンド

別表第3 (第4条関係)

登録団体に対する減免を適用しない施設等

施設の名称等
丹波篠山市立城東グラウンド照明設備
丹波篠山市立今田グラウンド照明設備
丹波篠山市立西紀中学校グラウンド照明設備
丹波篠山市立今田テニスコート照明設備

○丹波篠山市早期発達支援室運営要綱

平成31年2月19日

教委要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、発達障害及び知的障害のある幼児（以下「障害のある幼児」という。）に対し、適切な早期支援を行うための個別の発達支援及び交流並びに共同学習を通じた発達支援を行うため、早期発達支援室を設置し、もって個々の成長発達及び円滑な就学期への移行を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、丹波篠山市教育委員会とする。

(利用対象者)

第3条 利用対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 丹波篠山市に住所を有していること。
- (2) 丹波篠山市立幼稚園又は認定こども園に所属していること。
- (3) 当該年度に5歳又は6歳の年齢になる幼児であること。
- (4) 丹波篠山市教育支援委員会から早期発達支援室の利用が適切である旨の答申が出ていること。

(設置場所)

第4条 早期発達支援室は、丹波篠山市立篠山養護学校地内に設置するものとする。

(内容)

第5条 早期発達支援室においては、障害のある幼児に対して、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領に準じ、教育課程を編成するとともに、教育的ニーズに応じた発達支援を行うこととする。

2 前項の発達支援の内容は、次の各号に掲げる支援の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 個別の発達支援 幼児期における個に応じた早期からの発達支援及び家庭との連携の重要性を踏まえた早期発達支援とし、障害のある幼児への個別の発達支援を行う。個別の発達支援に当たっては、障害のある幼児一人一人の障害の種別、状況及び能力に応じた適切でより効果的な支援を行うこと。
- (2) 交流及び共同学習を通じた発達支援 発達支援において、教育課程に支障のない範囲で篠山養護学校の幼児、児童及び生徒並びに市内幼稚園、認定こども園及び小学校等と交流及び共同学習を行い、社会集団生活への適応能力を高め、円滑な就学への移行を行うこと。

(利用定員)

第6条 利用定員は、原則6名とする。

(利用時間)

第7条 利用時間は、原則午前9時から午後1時30分までとする。

(事業の運営)

第8条 事業の運営に当たっては、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者の障害等の状況に応じた発達支援、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練等を適切に行うものとする。

(職員の任命及び配置)

第9条 丹波篠山市教育委員会は、この事業を行うに当たり、篠山養護学校長を早期発達支援室長に任命し、篠山養護学校教頭を早期発達支援室副室長に任命することとする。

2 前項に掲げる者のほか、必要に応じ指導員及び支援員を配置することとする。

3 指導員及び支援員は、早期発達支援室長の命に従い業務を行うこととする。

(設備)

第10条 この事業を行うに当たって必要となる教材及び備品等は、丹波篠山市教育委員会の予算において備えることとする。

(運営上の留意事項)

第11条 指導員は、利用者に係る個別の発達支援計画等を作成することを原則とする。

2 利用者の健康管理については、障害の程度、状況等に十分に留意し、協力する関係機関を確保し連携を図るものとする。

3 丹波篠山市教育委員会は、この事業を効果的に推進するため、篠山養護学校、丹波篠山市教育支援委員会、丹波篠山市発達障害児等支援連絡会議及び丹波篠山市こども発達支援センターと連携を図るものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

故三宅剣龍氏から教育文化の向上を図るために、旧篠山町に15,880千円の寄附があり、これを原資として三宅教育文化基金を設置しています。この基金を活用し、学術その他文化の高揚に貢献してその功績が顕著な者に三宅剣龍賞を贈り表彰することにより、教育文化の向上発展を図ってきました。現在は、原資に係る利子を活用しており、令和6年度決算では481円をこの事業に充当したところです。

このように、現下の低金利の影響により運用益が減少しており、基金を十分に活用できない状況となっています。この度、ご遺族の意向が確認できたことから、原資を取り崩し、事業の財源に充てることができるよう基金の運用方法を変更するため、丹波篠山市基金条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

別表に「三宅教育文化基金」の項を加え、原資を取り崩すことができるよう処分規定を定めます。また、利子の用途についてのみ規定している教育基金の附表「三宅教育文化基金」の項を削ります。

3 施行期日

令和8年4月1日

○丹波篠山市基金条例

平成11年4月1日

条例第68号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、基金の設置、管理及び処分について法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 基金を、別表左欄のとおり設置する。

(定義)

第3条 この条例において、「積立基金」とは特定の目的のために資金を積み立てる基金をいう。

(積立て)

第4条 基金は、別表中欄に掲げる目的のため同欄に掲げる額を積み立てるものとする。

2 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の歳入歳出予算に計上してその基金に編入し、又はその基金の目的とする事業に充てることができる。

3 基金に積み立てる額は、決算剰余金の全部又は一部のほか予算で定める。

(管理)

第5条 基金は、銀行その他の金融機関への預金若しくは信託又は確実な有価証券の購入により運用するものとする。

(処分)

第6条 基金は、別表右欄に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日の前日までに、合併前の篠山町財政調整基金条例（昭和

50年篠山町条例第42号)、篠山町ふるさと基金条例(平成元年篠山町条例第15号)、篠山町地域福祉基金条例(平成4年篠山町条例第14号)、篠山町減債基金条例(平成元年篠山町条例第31号)、篠山町農山村ふるさと振興基金条例(平成8年篠山町条例第4号)、篠山町(中山間地域)活性化推進基金条例(平成6年篠山町条例第22号)、篠山町まちづくり財団設立基金条例(平成2年篠山町条例第5号)、篠山町教育基金条例(昭和50年篠山町条例第127号)、篠山町ふるさと教育基金条例(平成4年篠山町条例第15号)、篠山町義務教育施設整備基金条例(昭和59年篠山町条例第24号)、篠山町美術品等取得基金条例(昭和58年篠山町条例第19号)、篠山町高齢者福祉基金条例(昭和58年篠山町条例第16号)、ふるさと篠山・土地改良施設保全対策基金条例(平成5年篠山町条例第17号)、町営住宅建築基金条例(昭和51年篠山町条例第15号)、西紀町財政調整基金条例(昭和43年西紀町条例第22号)、ふるさと創生基金条例(平成元年西紀町条例第7号)、西紀町地域福祉基金条例(平成3年西紀町条例第28号)、町債管理基金条例(平成元年西紀町条例第6号)、西紀町農山村ふるさと活性化事業基金条例(平成8年西紀町条例第8号)、西紀町ふるさと・水と土の保全基金条例(平成5年西紀町条例第22号)、西紀町庁舎建設基金条例(昭和62年西紀町条例第11号)、水資源開発基金条例(平成2年西紀町条例第10号)、西紀町人づくりまちづくり基金条例(平成2年西紀町条例第18号)、西紀町中山間地域活性化推進事業基金条例(平成10年西紀町条例第1号)、丹南町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和39年丹南町条例第2号)、ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成元年丹南町条例第3号)、地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成3年丹南町条例第23号)、町債管理基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成元年丹南町条例第14号)、丹南町農山村ふるさと活性化事業基金の設置管理及び処分に関する条例(平成8年丹南町条例第2号)、丹南町水と土保全対策基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成9年丹南町条例第22号)、丹南町庁舎等新改築基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和55年丹南町条例第7号)、宅地開発関連事業基金条例(昭和57年丹南町条例第7号)、丹南町ふるさと創生奨学金基金条例(平成3年丹南町条例第7号)、財政調整基金条例(平成元年今田町条例第24号)、ふるさと創生基金条例(平成元年今田町条例第2号)、今田町地域福祉基金条例(平成3年今田町条例第13号)、町債管理基金条例(平成元年今田町条例第23号)、中山間地域活性化推進基金条例(平成8年今田町条例第2号)、土地改良施設保全基金条例(平成5年今田町条例第24号)、公共施設整備基金条例(平成元年今田町条例第22号)、和田寺山開

発基金条例（平成2年今田町条例第1号）、丹波伝統工芸公園運営基金条例（昭和63年今田町条例第14号）、農業経営基盤強化推進基金条例（平成8年今田町条例第1号）、特別養護老人ホーム等整備費助成基金条例（平成11年今田町条例第1号）、町有林野整理基金条例（平成11年今田町条例第2号）、多紀郡広域行政事務組合財政調整基金条例（昭和59年多紀郡広域行政事務組合条例第12号）、組合債管理基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年多紀郡広域行政事務組合条例第20号）の規定に基づき積み立てられた現金、債券及び有価証券等は、この条例により積立られた基金とみなす。

附 則（平成12年3月15日条例第17号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）第1条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の規定により発行を許可された市債については、その償還が完了するまでの間は、なお従前の例による。

3 平成12年度から平成17年度までの間に地方財政法第33条の7第4項及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律附則第150条の規定により発行される市債については、この条例による改正後の篠山市基金条例別表1積立基金の表篠山市減債基金の項の規定中「第5条の3第1項に定める協議を経て発行された」とあるのは、「第33条の7第4項の規定により発行を許可された」と読み替えるものとする。

附 則（平成13年3月13日条例第5号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月19日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月11日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表2運用基金及び附則第2項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

（篠山市ふるさと創生奨学金に関する審議会条例の一部改正）

2 篠山市ふるさと創生奨学金に関する審議会条例（平成11年篠山市条例第

33号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成16年3月4日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月11日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月12日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表丹波篠山溪谷の森公園運営基金の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日条例第11号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月10日条例第30号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月7日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月5日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年6月21日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年10月3日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(基金の引継ぎ)

2 この条例の施行(以下「施行」という。)の際、この条例による改正前の篠山市基金条例(以下「改正前の条例」という。)に規定する篠山市営住宅建築基金及び篠山市美術品等取得基金条例に属していた現金は、この条例による改正後の篠山市基金条例に規定する篠山市公共施設整備基金に属する現金とする。

3 施行の際、改正前の条例に規定する篠山市地域福祉基金に属していた現金は、丹波篠山ふるさと基金条例(平成20年篠山市条例第10号)に規定する丹波篠山ふるさと基金に属する現金とする。

4 施行の際、改正前の条例に規定する篠山市(中山間地域)活性化推進基金及び篠山市ふるさと・水と土の保全基金に属していた現金は、篠山市一般会計予算に繰り入れる。

附 則 (平成24年3月2日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月19日条例第35号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月29日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月16日条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第7号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第9号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月26日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月1日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月1日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（丹波篠山市附属機関設置条例の一部改正）

- 3 丹波篠山市附属機関設置条例（平成27年篠山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月1日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第4条、第6条関係）

積立基金

名称	目的及び積立ての額	処分
丹波篠山市財政調整基金	<p>年度間の財政の調整を行い、市財政の健全な運営に資するため次の金額を積み立てる。</p> <p>1 地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「法」という。）第4条の3第1項の規定に基づく金額</p> <p>2 法第7条第1項の規定に基づく金額</p> <p>3 その他市長が必要と認めた金額</p>	<p>1 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足の財源に充てるとき。</p> <p>2 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋め合わせるための財源に充てるとき。</p> <p>3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木事業、建設事業経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。</p> <p>4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。</p> <p>5 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。</p>
丹波篠山市減債基金	<p>市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てる。</p>	<p>1 経済事情の変動等により財源が不足する場合において市債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>2 償還期限の満了に伴う市債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において市債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>3 償還期限を繰り上げて</p>

		<p>行う市債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>4 市債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のため地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条の3第1項に定める協議を経て発行されたものの償還の財源に充てるとき。</p>
丹波篠山市公共施設整備基金	<p>公共施設(庁舎、義務教育施設を除く。)の整備の資金に充てるため、次の金額を積み立てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算に定める額 2 基金から生じる収入 	市の公共施設の整備の財源に充てるとき。
丹波篠山市まちづくり財団設立基金	<p>まちづくり財団設立のため、次の金額を積み立てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算に定める額 2 基金から生ずる利子 3 まちづくり財団設立の目的にそう寄附金 	まちづくり財団設立に充てるとき。
丹波篠山市空き家等活用基金	<p>丹波篠山市内の空き家等の有効活用を図ることを目的に行う空き家等の改修・除却に要する経費に充てるため、次の金額を積み立てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入 3 空き家等の販売代金・賃貸料 	空き家等の改修・除却に要する経費の財源に充てるとき。
酒井貞子看護師等人材育成基金	<p>丹波篠山市内の看護師等の人材を育成することを目的として、次の金額を積み立てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入 	看護師等修学資金貸与事業に充てるとき。

	3 修学資金貸与者からの返還金	
水資源開発基金	水資源開発並びに西紀ダムの建設に伴う周辺整備及び水道施設整備に資するため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	1 水資源を確保するに必要な事業に充てるとき。 2 西紀ダムの周辺及び環境整備に必要な事業に充てるとき。 3 水道施設の改良及び施設整備に必要な事業に充てるとき。
宅地開発関連事業基金	宅地開発事業等に伴い必要となる公共施設及び公益施設を整備する事業（以下「関連事業」という。）の実施に必要な資金に充てるため、次の金額を積み立てる。 1 宅地開発事業等を行う者が丹波篠山市との事前協議（以下「事前協議」という。）に基づき納入した現金（以下「納入金」という。） 2 基金から生ずる収益の全額	関連事業の実施及び事前協議に基づく納入金の返還に必要な財源に充てるとき。
丹波篠山市獣害対策基金	農作物への獣害被害を未然に防止するため、新規に実施する獣害防護柵の設置及び既存施設の修繕補強費用に対する助成金に充てるため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
丹波篠山市集落営農推進基金	集落営農組織の農業用機械・施設の新規導入・更新経費に対する助成金に充てるため、次の金額を積み立てる。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。

	1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	
丹波篠山市滞在型市民農園ハートピア農園基金	ハートピア農園の健全な運営に資するため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	1 農園施設の改修事業に要する経費の財源に充てるとき。 2 農園運営に係る歳入歳出決算上財源に不足を生じたとき。
丹波篠山市大山荘の里市民農園基金	大山荘の里市民農園の健全な運営に資するため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	1 農園施設の改修事業に要する経費の財源に充てるとき。 2 農園運営に係る歳入歳出決算上財源に不足を生じたとき。
丹波篠山溪谷の森公園運営基金	丹波篠山溪谷の森公園の健全な運営に資するため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	1 公園施設の改修事業に要する経費の財源に充てるとき。 2 公園運営に係る歳入歳出決算上財源に不足を生じたとき。
丹波篠山市森林環境基金	森林整備を推進するため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
丹波篠山市観光まちづくり基金	丹波篠山市の活力ある観光地づくりを推進するため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
丹波篠山市義務教育施設整備基金	義務教育施設の整備充実を図るため、予算の定めるところにより積み立てる。	義務教育施設の整備に充てるとき。
丹波篠山市ふるさと教育基金	ふるさと教育の円滑な推進と、各学校での積極的な取り組みを図るため、予算の定め	ふるさと教育事業の推進等のために必要な経費に充てるとき。

	るところにより積み立てる。	
清水一雄教育振興基金	市内の児童及び生徒の学習意欲の向上並びに教育の振興を図るため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	教育の振興を図るために必要な財源に充てるとき。
丹波篠山市有林野整理基金	縁故使用地の払い下げ契約に基づく直営地等との分筆、所有権移転登記手続きに要する費用に充てるため予算に定める額を積み立てる。	分筆、所有権移転登記手続きに要する費用に充てるとき。
丹波篠山市地域振興基金	丹波篠山市の都市機能が立地する市街地域と豊かな自然や田園風景が残された農村地域の2つの特性を有する恵まれたこの地域の特性を最大限に生かし、地域住民の連帯の強化や旧町地域内のそれぞれの地域振興を図るための事業を支援するため、次の金額を積み立てる。 1 基金設置の目的に応じ、予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
丹波篠山市温泉地施設整備基金	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光施設の整備に要する費用に充てるため、次の金額を積み立てる。 1 毎会計年度徴収した入湯税のうち予算で定める額 2 基金から生ずる収入	施設の整備に必要な経費の財源、及びこれに伴う市債の償還に充てるとき。
丹波篠山市ふるさ	自ら考え自ら行うふるさと創	ふるさと創生奨学金貸与事

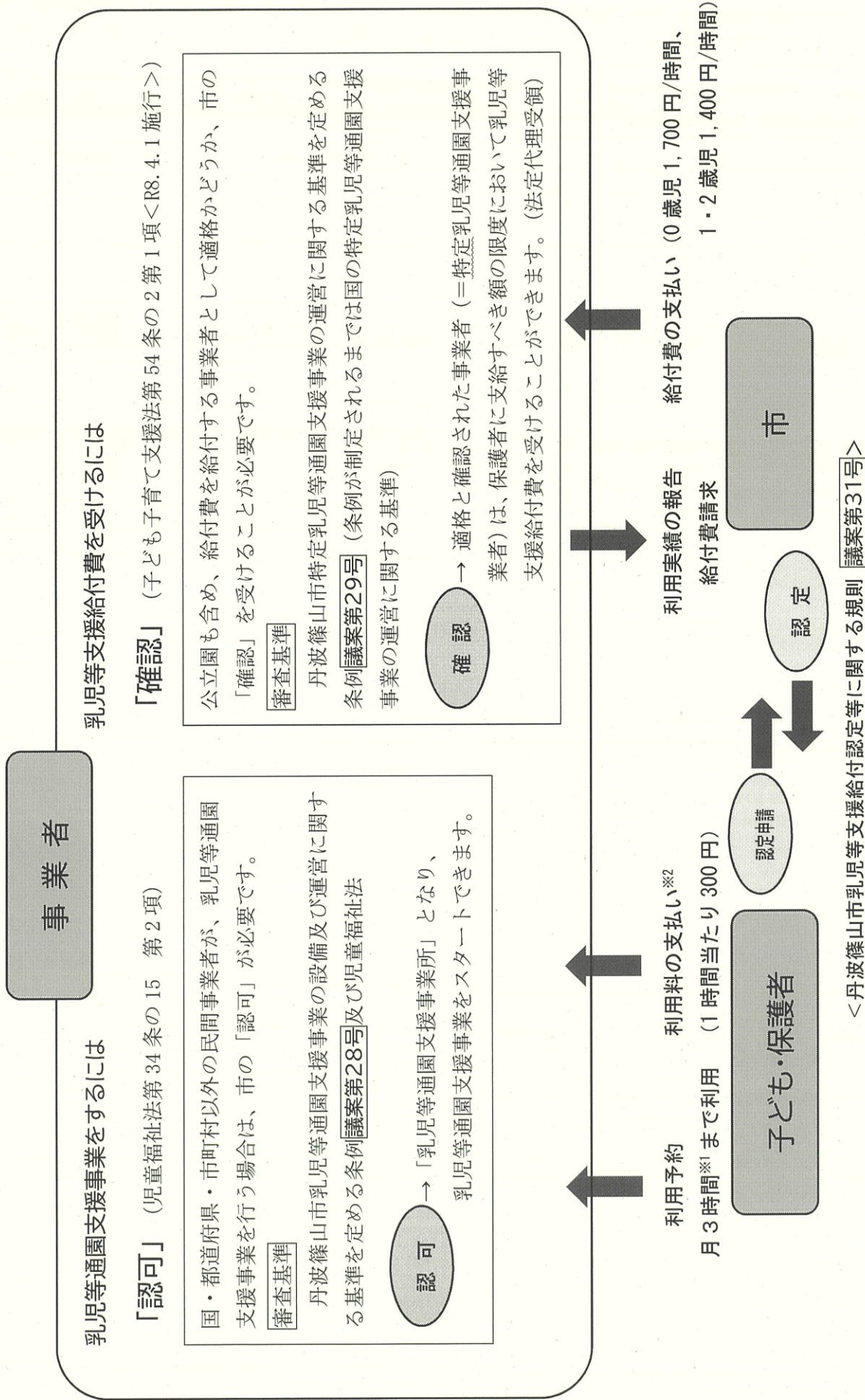
と創生奨学金基金	生の事業として、ふるさとに誇りを持ち、地域社会に貢献できる人材を育成するため、次の金額を積み立てる。 (1) 予算に定める額 (2) 基金から生ずる利子 (3) 貸与奨学金の返済金	業に必要な財源に充てるとき。
丹波篠山市教育基金	教育振興のため篤志による丹波篠山市教育基金を設置する。 基金の種類、基金の額並びに基金ごとの利子の使途及び使途の任にあたるものは附表のとおりとする。	教育振興に寄与する事業等の財源に充てるとき。
丹波篠山市御徒士町景観整備基金	丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区内御徒士町及びその周辺地域であって、教育委員会が別に定める区域の景観向上に資する整備及び助成金に充てるため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
丹波篠山市新型コロナウイルス等感染症対策基金	新型コロナウイルス等感染症対策に充てるため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
谷田美子生生物多様性基金	丹波篠山の生物多様性の保全・再生のため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
丹波篠山市過疎対策基金	過疎地域持続的発展特別事業に充てるため、次の金額を積	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。

	み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	
--	-----------------------------------	--

附表

基金の種類	基金の額	利子の用途	用途の任にあたる者
福井教育奨励基金	千円 1, 0 0 0	教育奨励を図るため	教育長
小谷教育基金	1, 0 0 0	市民センター図書コーナー備品の充実を図るため	教育長
三宅教育文化基金	1 5, 8 8 0	教育文化の向上を図るため	教育長
森口教育基金	2 0, 0 0 0	城東小学校教育施設充実を図るため	城東小学校長

乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度) ～令和8年度から新たな給付制度として全国すべての自治体で実施～



※1 3時間以上10時間未満の経過措置時間を設定する場合は、利用可能時間に関する経過措置を定める条例を制定する必要があります。【議案第30号】

※2 公立保育所・認定こども園で実施する場合、実施及び利用料について保育所条例及び認定こども園条例に規定する必要があります。【議案第32号】